

青森県報

号外第百一号

平成十七年
十二月一日
(木曜日)

目 次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課)…

告 示

青森県告示第八百九十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川～笹内川	水源かん養保安林	九五二・二四
岩木川下流	"	一八六・三五
岩木川上流	"	一、〇六〇・一一
平川	"	五八四・一八

浅瀬石川	"	六八一・七八
今別川～蟹田川	"	二五三・一二
青森地区	"	七六四・七五
下北東部	"	四六四・六九
下北西部	"	四一七・八八
上北地区	"	九四・四〇
七戸川	"	六一一・四一
奥入瀬川	"	六六三・七九
馬淵川下流	"	九三四・三二
新井田川	"	一六五・三九
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一六八・五七
岩木川下流	"	三〇二・八八
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川～蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一三七・七七

三沢市	"	"	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"
一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二二・二〇	六・二〇	六・二四	〇・一八	九六・五五	九六・四〇	一・二四	七六・六一	二二・四四	一四九・四九

上北郡野辺地町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の車力村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の森田村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 (平成十七年三月三十一日合併前の八戸市の区域に限る。)	上北郡百石町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"
〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・〇二	二・五〇	一五・六五	五三・七一	六九・一八	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇

上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併 前の東北町の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 の脇野沢村の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 の川内町の区域に限る。)	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市 (平成十七年四月一日合併前の 青森市の区域に限る。)	東津軽郡外ヶ浜町 (平成十七年三月二十八日合併 前の三厩村の区域に限る。)	北津軽郡中泊町 (平成十七年三月二十八日合併 前の中里町の区域に限る。)	上北郡百石町	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の 十和田市の区域に限る。)	三沢市	〃 東北町 (平成十七年三月三十一日合併 前の上北町の区域に限る。)	〃 七戸町 (平成十七年三月三十一日合併 前の七戸町の区域に限る。)	〃 横浜町	〃 六ヶ所村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・三八	四・九一	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四二	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇

南部地区	津軽地区	〃 福地村	〃 三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の 十和田市の区域に限る。)	〃 七戸町 (平成十七年三月三十一日合併 前の七戸町の区域に限る。)
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八八・八八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・九四	四八・二八	三・二六	一・三七	二・八〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭